

# 「新日本型福祉」の登場か

岡山県立大学教授

増田雅暢



の手を差し伸べていきます。このように、自助・共助・公助という用語は、政治的スローガンとしてよく使われているので以前からあつた言葉のように聞こえるが、法令用語として使われるのは、この法律が初めてといつてよい。

そして、後述するように、推進法第2条第1号の規定は、新たな福祉社会論を呼び起こす可能性をもつていてることに注意していくこと。

定がある。

ところで、自助・共助・公助という用語が意味するものは具体的には何か、と定義づけようとすると、結構難しい。

「公助」については、広辞苑に記載なし。使用例も推進法が初めて。新語である。

このように、法令用語としてはほとんど前例がない。また、これまでの使用例は、「自助」はともかく、「共助」は推進法が意味しようとするものとは異なっている。

これでは、これらの用語を社会保障制度改革の基本的な考え方

「みんなが安心できる持続可能な社会保障制度に向けて、「自助・「公助」・「自立」を第一に、「共助」

とある。法律に使用された例は、高齢者医療確保法や更生保護法など4件。高齢者医療確保法では、第2条に、基本的理念として、国民は、自助と連帶の精神

に基づき、健康の保持増進に努めるとともに、高齢者の医療費を公平に負担する旨の規定がある。

同じく「共助」とは、「①助

**自助・共助・公助を盛り込んだ法律**

民主党政権下で制定された「社会保障制度改革推進法」（平成24年8月22日法律第64号。以下、「推進法」という）の中に、興味深い条文がある。社会保障制度改革の基本的な考え方を示した第2条中の第1号の規定である。

「自助・共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援し

この規定の中に、近年、社会保障を論ずる際によく使われるようになつた「自助、共助、公助」の用語が登場している。これらは、民主党からではなく、推進法の原案を作成した自民党から出てきたものである。現に、保障に関するものである。現に、言がある。

昨年末に実施された総選挙の自民党政権公約の中には、社会保障に関連して、次のような文

## 法令上の使用例

広辞苑によれば、「自助」とは、「自分で自分の身を助けること。他人に依頼せず、自分の力で自己の向上・発展を遂げること」

とある。法律に使用された例は、高齢者医療確保法や更生保護法など4件。高齢者医療確保法では、第2条に、基本的理念として、「公助」を組み合わせ、弱い立場の人には、しっかりと援助

立場の人には、しっかりと援助

立場の人には、しっかりと援助

